

第 5 回 倉敷市教育委員会議事録			
1 開催期日	令和 6 年 4 月 4 日（木）		
2 開会及び閉会時刻	開会時刻 1 4 時 0 0 分 閉会時刻 1 5 時 0 8 分		
3 場所	教育委員室		
4 出席者	仁 科 康		
	江 原 雅 江		
	大 原 あかね		
	難 波 弘 志		
	沼 本 浩 彰		
5 会議に出席した事務局又は教育機関の職員の 職 氏名			
職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	早 瀬 徹	次 長	湯 地 嘉 隆
参 事	島 田 旭	副参事	倉 本 英 明
参 事	松 尾 真 治	次 長	丸 野 善 嗣
部 長	根 岸 正 治	課長代理	武 内 栄 治
参 事	渡 邊 直 樹		
部 長	森 茂 治		
副参事	橋 本 忠 明		
副参事	石 部 圭 一		
6 教育長等の報告			

7	議題	議案第13号	令和6年度教育行政重点施策の策定について
		議案第14号	代理の承認を求めることについて（倉敷市教育委員会職務権限
			規程の改正について）→取り下げ
8	議事の概要、質問した者の氏名及びその要旨並びに議決事項		
	別紙のとおり		
9	傍聴の状況		
	公開	傍聴人	0名
	議事録者氏名	武 内 栄 治	
	議事録署名委員		
	教育長	仁 科 康	
	委 員	江 原 雅 江	

〈教育長〉ただいまから、教育委員会を開催いたします。ただいまのご出席は5名、会議は成立いたしました。

前々回の3月14日、前回の3月28日の会議録につきましては、恐れ入りますが、次回以降の会議の際にご確認いただくこととさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、議案第14号「代理の承認を求めることについて（倉敷市教育委員会職務権限規程の改正について）」につきまして、取り下げの申し出があります。取り下げの理由の説明を、島田参事お願いします。

〈島田参事〉議案第14号 倉敷市教育委員会職務権限規程の改正についての代理の承認を求めることですが、学校適正配置推進室を令和6年4月に新設したことに伴い、職務権限規程の改正を行うものですが、この度、設置にあたって、併せて関係する規則の整備も必要なことが分かりました。本議案については一度取り下げをし、改めて次回の教育委員会に規則・規程の改正議案を提出させていただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉理由を相当と認め、議案第14号の取り下げを許可することにご異議ございませんか。

〈各委員〉はい。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第14号の取り下げについて、許可することに決定いたしました。

本日の傍聴希望者はございません。

それでは、審議に入ります。議案第13号「令和6年度教育行政重点施策の

策定について」のご説明を、島田参事、お願いいたします。

〈島田参事〉 ご説明の前に申し訳ございませんが、資料の訂正をさせていただければと思います。まず、5ページの項目番号14「不登校児童・生徒支援員等配置事業」について、その中の「不登校児童・生徒支援員（99人）」が正しくは「不登校児童・生徒支援員（95人）」でございます。こちらの修正をお願いいたします。

次に、15ページの「施策②-2 心の育成につなげる支援の充実」の一番下の事業ですが「不登校児童・生徒支援員等配置事業」の概要のところは、「児童・生徒支援員」との記載となっておりますが、正しくは「不登校児童・生徒支援員」となります。「不登校」を付け加えていただければと思います。最後になりますが、その隣の予算額の欄、「予算額 86,477」と記載されておりますが、正しくは「予算額 79,555」でございます。他の事業を二重に計上しておりました。訂正箇所は以上でございます。今後はこうしたことがないように注意をして参ります。後日改めまして、修正した資料の方をお送りさせていただきます。

それでは、議案第13号「令和6年度教育行政重点施策の策定」についてご説明いたします。冊子の1ページをご覧ください。

倉敷市では、教育の目標や根本的な方針となる教育大綱、その実現に向けた施策の計画を示した教育振興基本計画を策定し、教育行政を進めております。倉敷市教育大綱では、基本理念である「"From Kurashiki" が誇りとなるひとづくり」の実現に向けて、3つの基本方針を示しており、この基本方針を倉敷市教育振興基本計画において3つの基本目標として設定をしております。3つの基本目標でございますが、基本目標Ⅰは子どもの教育の視点から「思いやりの心を持ち、自分らしく、たくましく生き抜く力を育成する」。

基本目標Ⅱは生涯学習の視点から「夢と生きがいをもち、学び続けることができる社会を実現する」。

基本目標Ⅲは地方創生・協働の視点から「ふるさと倉敷を誇りに思い、倉敷の未来を担っていく力を育成する」でございます。

令和6年度教育行政重点施策は、現在の社会状況やこれまでの取組の状況を踏まえ、今年度、特に力を入れて取り組むべき事業を3つの基本目標ごとに掲載したもので、新規事業、拡大事業を中心に、内容をご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

基本目標Ⅰでは、23の重点事業をあげており、新規事業が一つ、拡大事業が二つでございます。

4ページをご覧ください。

項目番号9「ふれあい教室事業」につきましては、拡大事業となっております。市内5か所に設置した「ふれあい教室」において、相談や集団活動を通じて、不登校児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。また、従来の支援に加えまして、今年度からオンライン対応の教育指導員を3名配置し、外出が難しい児童生徒を対象に1人1台端末を活用したオンラインでの支援を始めます。

次に項目番号10「自立応援室支援員配置事業」につきましては、拡大事業となっております。従来の支援員の配置に加え、教室に入りづらい児童生徒がいつでも「自立応援室」を利用することができるよう、常駐する支援員を小・中学校に合わせて6人配置するものでございます

7ページをご覧ください。

項目番号22「義務教育学校施設整備事業」は、新規事業でございます。義

務教育学校の設置に向けて、下津井中学校を改修するもので、令和8年4月に開校する予定としています。

8ページをご覧ください。

基本目標Ⅱでは7つの重点事業をあげております。新規事業、拡大事業はございませんが、項目番号2「地域力向上講座実施事業」につきましては、生涯学習活動推進事業として講座を実施し、子どもから高齢者までが集うことで、地域がつながり支え合う生涯学習社会の実現をめざします。

10ページをご覧ください。

基本目標Ⅲでは6つの重点事業をあげております。拡大事業は三つでございます。

11ページをご覧ください。

項目番号2「奨学金給付貸付事業」につきましては、経済的事情によって修学が困難な生徒・学生に対して、奨学金を貸付、給付するものです。貸付には、市内に居住し、市の指定する職種に就き、市内で働くことを条件に返還額を半額免除する、「返還一部免除型貸付」もございます。令和6年度は、高校生を対象にした給付の募集人員を昨年度の6名から15名に拡大して実施いたします。

次に項目番号3「地域連携による学校支援事業」につきましては、地域住民が主体となり、学校での学習支援や環境整備などの支援活動を通して子どもたちと触れ合うことで子どもたちの豊かな人間性を養い育むとともに、地域の教育力の向上を図るもので、令和6年度は令和5年度の79校から80校に拡大して実施いたします。

次に項目番号4「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）推進事業」につきましては、学校や地域が抱える問題を解決し、子どもたちの健やかな

成長と更なる質の高い学校教育の実現を図るため、「地域とともにある学校づくり」を目指す学校運営協議会制度の設置校を拡充します。

令和5年度は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校において、前年度比較で20校増加の合計70校園で実施しましたが、将来的には学校運営協議会制度につきましては、全ての学校園での実施を目指しているところでございます。

12ページからは主要事業でございます。

14の基本施策の下で30の個別施策、計121の事業に取り組んでまいります。基本施策ごとの評価指標や、対応するSDGsのアイコンも掲載しておりますので、ご確認いただけたらと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。まずは、基本目標Ⅰの2ページから7ページまでのところで、23の事業が挙げられております。拡大事業もあり、もちろん継続していく事業もあるわけですが、この最初の基本目標Ⅰの7ページまでのところで、何かご質問やご意見等ございましたらお願いいたします。

〈難波委員〉ありがとうございました。4ページの9「【拡大】ふれあい教室事業」のところですが、現状のふれあい教室の運営状況について、おそらく各教室に専任の先生が出られていると思います。令和6年度からオンラインの対応ということで、そこへ出向くというわけではなくて、教育指導員3人がオンラインで5つの教室に対して指導するという形なのだと思います。現在は5つの教室に対して定員が18人で、定員総数が90人くらいですね。そこに、昨年度など、現状は、60人くらいの利用であったと記憶しています。そこで、現状のやり方と、今後の具体的なやり方の部分を教えていただければと思います。私が想像している部分と、現実とで少し違う部分があるかも

と思つての質問です。

〈根岸部長〉 ふれあい教室事業について、前回の教育委員会の中での議会答弁の中での説明について、お伝えしたところです。現在、ふれあい教室は、倉敷・水島・児島・玉島・真備と5教室の設置をしております。基本的には、不登校の児童・生徒が対象ですが、家から出られない子はふれあい教室に来ることができない状況です。家から出られるけれども学校には行けないという子の中で、保護者や本人の希望がある子どもたちを対象に5教室で指導をさせていただいております。リアルタイムでの指導ということになりますので、対面式でその子の学習課題に応じたようなこと、それから人間関係作りという意味で友達と一緒に栽培をしたり、場合によってはゲームをしたりしながら、コミュニケーション能力を高めていくというようなことをやっております。

今回、3名のふれあい教室オンライン指導員を独自に設置したのは、先ほど申し上げましたように「家から出られるが学校には行けない子」というのはふれあい教室に来られる可能性があるのですけれども、「家から出られない子」の手当てをしていこうということになりました。ふれあい教室の水島教室、ライフパーク倉敷ですが、4月1日から3名配置がされております。まだ指導は始まっておりませんが、そこから各学校と連携をとって、これから保護者の希望を募っていくわけです。1人1台の端末が全ての子どもに配られておりますので、オンラインでの指導を受けたいという児童生徒を対象にして、それをご家庭とライフパークとで繋いで指導していくということをやっていきたいと思っております。

昨年、3～4名の児童生徒を対象にオンラインでの指導を試行させていただいたのですけれども、1回の時間は30分～60分ということで、それほど長い時間ではないです。ですが、専任の先生と話をする中で、最初は「どん

なことが好き」、「趣味はどう」というところからコミュニケーションを取りながら、少しずつ学習へ結びつけるようなこともやりました。成果としては、一人一人の子どもが、今まで先生や友達となかなか会話が積極的にできなかった子が、そういった場を通して、話ができるようになってきて、自信がついたと、自尊感情が高まったということが大きな成果であったと館長の方からは聞いております。今年度より、専任の指導員を3人配置しました。学校へ復帰できた子もいましたので、その成果をたくさんの子どもを対象にして、ぜひ復帰できる子を一人でも多く作っていきたいと思っております。以上です。

〈難波委員〉ありがとうございました。大部分としては、ふれあい教室事業の拡大というふうになっておりますけれども、ふれあい教室まで来られない子ども、家から出られない、家にしか居られない子どもに対してもオンラインで指導していくということですね。分かりました。

先ほど言われましたけれども、家からも出られないという子もある程度いると思うので、家がオンラインの環境にあれば、そういう子たちに対しても指導して、できるだけ色んな指導が受けられるようになればいいなと思います。

〈教育長〉ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。

〈江原委員〉勉強不足で申し訳ないのですが、以前に別室登校であったり、保健室登校であったり、とりあえず学校にさえ来れば出席の扱いだというふうにご説明いただいたと思います。このふれあい教室の場合は、もし年中そこに通って学校に入れなかったという場合は、1年間すべて欠席ということになるのでしょうか。

〈根岸部長〉出席の扱いに関しましては、ふれあい教室で学習ができましたということで、出席という扱いではあります。ですが、話が逸れるかもしれませんが、

毎年行われている不登校の調査にて、学校に来ていない子どもとしてはカウントされていきます。実際に学校まで来てはいないということで。扱いとしては出席の扱いにしております。ただ、この度行うオンラインについては、出席の扱いがどうなるかは、まだリアルタイムでやっていないので、どうなるかということをしつかり検証しながら今後検討していきたいというふうに思っております。

〈江原委員〉 不登校と、また、ふれあい教室での出席者ということ、オンラインは今後と
いうことで。はい、分かりました。ありがとうございます。

〈教育長〉 他にはございませんでしょうか。

〈沼本委員〉 ちょうど1年前の頃に、私がおそらく同じことを言ったと思うのですが、6ページの17「学校給食運営事業」についてです。去年は物価の上昇もあって2か月支援しているときに、倉敷市もきっちり予算を取ってやっているんだというPRをしてくださいね、と言ったと思うのです。今年も、2か月ではなく1か月ではあるのですが、やはり、こういうふうになっているんだよというのを今年も保護者の方にもやんわりPRしてもいいのかなと思っています。ぜひしていただけたらと。去年やった時にまあまあ保護者の反応はいい反応をいただいたというふうにも聞いていますので、今年もやっているんだよというのをPRしていただけたらなと思っています。

〈教育長〉 ありがとうございます。PRということですが、

〈渡邊参事〉 昨年4月か5月に、教育委員会の沼本委員さんにおっしゃっていただいたことをよく覚えております。昨年度6月分をまず1回目として、給食費の負担軽減を行ったのですが、その時から分案を作りまして各校できちんと保護者に対して通知をするようにということで流しておりますので、各校全部それに従って通知をしております。教育委員会の方、学校の方にも非常に

助かったというお声を多数いただいておりますので、その効果があったかな
と思っております。当然、昨年１２月に実施した２回目も通知を行って
おります。今年度行うのもおそらく６月くらいになると思いますけれども、こ
れも当然、新しい保護者連絡システムなどを用いて、きちんと通知をさせて
いただこうと思っております。以上でございます。

〈教育長〉ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。

それでは私の方からですが、３ページの４番「非常勤講師等単市加配事業」
教科指導の充実等につきまして、市の事業とは少し離れるのですけれども、
今、小学校の教科担任制というところ言われていて、この事業自体は大き
い事業で、県が教科担任制に向けて教員の配置等を考えていかなければなら
ないと思います。その辺り、今年度、いわゆる県の配置の方は増員されてい
るのかどうか等について教えていただければと思います。

〈倉本副参事〉専科の教員の配置につきましては、県の方から年々人数を増員して配置をし
ていただいております。数字でいいますと、平成３０年は専科の教員が２８
名でしたが、来年度、令和６年度は７６名の予定です。年々増加をしている
ということです。以上です。

〈教育長〉ありがとうございます。あわせてなのですが、４ページの１０番「自立応援
室支援員配置事業」についてです。単市で常駐できる支援員を６名配置する
ということなのですが、元々これは県の委託事業であるということで、県で
も当然、不登校というのは大きな課題として挙げていることですので、県と
してこの事業自体が拡大されているのかどうか、その辺りを教えていただ
ければと思います。

〈根岸部長〉今、教育長がおっしゃられたように、県の方も全県下で、今年度の予算取り
の拡大をしております。その中で倉敷市におきましては、県の事業としての

別室指導事業、今、自立応援室と呼んでおりますけれども、こちらは県の事業名で「こころの居場所推進プロジェクト」というプロジェクトになります。昨年度は小学校が2校、中学校が3校であったところを、今年度は、県の方から小学校を3校増加していただいて、小学校は5校、中学校は3校のままで継続、全体として3校増加ということになっております。以上です。

〈教育長〉ありがとうございます。人の配置については、県教委に強く要望していますと言っているもので、どうなのかなと思って伺いました。

他にはございませんでしょうか。

〈教育長〉それでは次に、8～9ページの基本目標Ⅱについて、ご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは次に、10～11ページの基本目標Ⅲについて、ご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは私からひとつ、3番の「地域連携による学校支援事業」について、この写真を見ると、とても良い活動をされているなど感じるのですが、地域で実際に携わっている方はよく分かると思うのですが、こんな素晴らしい活動ができているということを、いろんな人に見ただけでいいのかなと。この学校でこんなことをしているよ、というような。そうすれば他の学校の支援にもなると思いますし、この辺りは、各学校でのホームページなどで載せられているのでしょうか。

〈森部長〉「地域連携による学校支援事業」ということで、写真には地域の方の田植えや稲刈りを学校の子どもたちが一緒にするといったようなことを載せています。他には、例えば戦争の体験をお年寄りが子どもたちに話すといったような、学校の先生方だけでなく地域の方が学校に入ってくるという事業をやっております。学校によっては、こういった行事をホームページに載せてい

るところもありますし、地域連携の支援事業をやっている方々、コーディネーターの方々が集まって、うちのところではこういう事業をしていますよという情報交換をする研修会もあります。そういうところで、相互の共有はできているかなと思います。しかし、市民一般の方に向けて、こういった事業の周知をするということに関しては少し力不足かなと感じますので、そこにもう少し力を入れていきたいなと思います。

〈教育長〉ありがとうございます。せっかく良いことをしているので、しっかり皆さんに知っていただくことが大事ではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。他にはございませんでしょうか。

〈沼本委員〉単純なミスなのかもしれませんが、先ほどの写真が「田植え体験補助」と掲載されていますが、おそらく田植えではなくて稲刈りですかね。

〈森部長〉失礼いたしました。修正しておきます。

〈教育長〉ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。

それでは、13ページから、主要事業等が載っております。何かご質問、ご意見等ありましたら、どこからでも結構ですのでよろしくお願いいたします。

〈難波委員〉6ページでは新共同調理場についての18番と19番、それから21ページの学校給食運営事業に関しまして、どこも少子化で子どもが減ってきているのですけれども、児島地区で言うと郷内地区だけは割と出生数が多いのです。岡山に通いやすい、倉敷に通いやすい等、色々あるとは思いますが。子どもが増えてはいるのですけれども、結局、幼稚園の希望者が少ないということで、郷内幼稚園は今年度から複式になるのですよね。もう一人いたら良かったところに一人希望して来られたけれども、もう複式になることが決まっていたので入園を断った方がいたという話を聞きました。結局、幼稚園を希望しているのに保育園へ行くというのは、給食の問題、お弁当の問題というか、そ

ういったところも大きいというのを保護者の方からは聞きます。郷内地区というのは、郷内幼稚園は公立ですけれども、保育園は民間です。なかなか子ども園ができそうにないものですから。

以前から言っておりますけれども、共同調理場には作れる食数や色々な問題があるとは思いますが、将来的には幼稚園・子ども園等にも給食の配食のご検討を。保育園は、多いところでは百数十人おります。そういった規模のところにも給食を配食してはどうかなと思っておりますが、とりあえずは幼稚園でしょうか。幼稚園に給食が届くようになれば、保護者の方の対応も少し変わってくるでしょう。幼稚園教育を希望する保護者の方もいますから、幼稚園に行きたいけれども、今の仕事の都合などで、幼稚園が合わないということもあると思います。幼稚園への給食の配送というのも、すぐには無理でしょうが、将来に向けて考えながら、また検討事項ということでお願いします。今くらいで維持して欲しいですけれども、子どもは絶対減っていきます。その辺り、何かお考えがあればお願いします。

〈渡邊参事〉幼稚園への給食提供につきましては、現段階では実施できておりません。

色々な課題がございますので、引き続き検討させていただきたいと思っております。

〈教育次長〉今、難波委員さんが言われたように、総社市が幼稚園への給食の配食を始めたということをきっかけに、議会でも何度か質問が挙がっています。現在は、配食の関係でありますとか、先ほど渡邊参事が申し上げたように色々な課題があるのは事実でございます。中長期的に見た時に、今後センター方式に切り替わっていきますので、そういった保護者のニーズ等があった場合について、どのような配食の方向で行うかというのもその一つです。全国的に見ると、残念ながら、うずらの卵が原因で窒息死をするような事案もあり、そう

いった食の提供での問題というところもございます。

今、支援学校等では、刻み食を出しておりますが、いろいろ事細やかな配食の問題、それから栄養バランスの問題、栄養士の配置の問題、色んなことがあります。どうやれば、これができるのか。また将来的に学校だけではなく、幼稚園含めた上での給食施設の利活用については、教育委員会も課題としてやっていく必要があるとは考えております。

〈教育長〉ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。

〈大原委員〉13ページの基本施策における評価指標の低さがやっぱり残念です。「身の回りの人権が大切にされていると思う人の割合」が6割でいい自治体って何なんだろうっていう気がするのです。

ただ、他の自治体の状況が分からないので、もしかしたら今の日本がこうなっているのかもしれないから、今すぐ、どうとは申しませんが、これもお時間とおありの時に、例えば、中核市の中でこの「身の回りの人権が大切にされていると思う人の割合」というのがどういうものかというのを一度見せていただくと、倉敷市のこの目標が適切なものなのかどうかということが分かると思っております。急ぐことではないですが、そういった辺りも見せていただけたらと思うので、よろしくお願いします。

〈松尾参事〉おっしゃられるとおり、他市町村との比較というのが十分できていないのは事実ですので、まずは、中核市の中でというところで、調査・確認を進めていきたいと思います。また来年度、人権意識調査という5年に1度のものがありますので、そちらへ何らかの反映をしたいと思っております。

〈大原委員〉よろしくお願いします。

〈教育長〉ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。

全体を通しまして、何かございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それではお諮りします。議案第13号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第13号は可決することに決定いたしました。続きまして、報告事項に入ります。

「人権教育実践資料9 主体的に安全に生きる児童生徒の育成Ⅱ」についてのご説明を、松尾参事お願いします。

〈松尾参事〉「人権教育実践資料9」について、ご説明いたします。

令和5年度は、人権教育課題研究事業でテーマを「主体的に安全に生きる児童生徒の育成Ⅱ」とし、研究と授業実践を行い、その成果をこの実践資料にまとめました。

1ページを御覧ください。令和5年4月に施行されました「こども基本法」と「子どもは権利の主体者」としてとらえることの大切さ、子どもを取り巻く現状と問題点などについて記述しています。

子どもの権利については、日本国憲法では基本的人権として保障されていますが、例えば女性の権利や障がいのある人の権利では基本法となる法律がすでにあるのに比べ、子どもの権利を保障する基本法はこれまでありませんでした。「こども基本法」の目的は「こどもが自立した 個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこと」と示されています。しかし、子どもを取り巻く現状として、児童生徒の自殺者数が増えている問題や性暴力に巻き込まれる可能性が高くなるなど、子どもを取り巻く環境は大変厳しさを増しています。

2ページをご覧ください。そのような状況において、子ども自身が権利の主体者であることを自覚し、自己についての肯定的な生き方を身に付けることができるようにしていかなければなりません。そこで本研究では、子ども自

身を権利の主体とし、子どもが自他の安全を守るための指導の充実を図ります。具体的には「自分の心の状態を把握する学習」、「不安や悩みを抱えた時の対処法を知る学習」、「SOSを出せる力と他者のSOSを受け止める力を育てる学習」、また「性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にもならないための生命の安全教育の学習」を通して、主体的に安全に生きていくことができる児童生徒の育成を目指しました。研究構想図を掲載していますが、校内の指導体制づくりや互いの違いを認め合う学級づくりなどの基盤の上に、「生命を尊重する教育」などの関連学習を行い、その上で「主体的に安全に生きるため」の授業を行います。

3 ページにはその説明を記述しています。

4 ページから 5 ページをご覧ください。ここには、本研究でねらう、子どもたちに身に付けさせたい力を三つあげています。①自分の心の状態を把握する力、②SOSを出せる力・受け止める力、③様々な暴力や有害情報から身を守る力です。

研究 2 年目となる令和 5 年度は、①と②について研究内容を深め研究実践を積み重ねました。③については、文部科学省が推進している「生命（いのち）の安全教育」に課題を絞り、特に中学生を対象としたデートDVを主に取り上げました。また、このこととは別に権利の主体者として、子ども自身が身近な決まりについて主体的に考えていく実践を行った学校もあります。

6 ページから 15 ページは小学校 6 校、中学校 4 校の 10 人の課題研究委員の実践報告を掲載しています。

6・7 ページでは、「自分の心の状態を把握する力」を育てる授業実践例を示しています。低学年では自分の気持ちを言葉にする力、高学年ではストレスへの対処法について学習しました。

8～11ページでは、「SOSを出せる力・受け止める力」を身に付ける授業実践を掲載しています。役割演技などを通して、互いの気持ちを大切にするアサーティブな伝え方、聞き方を学習しました。

12～14ページでは、「様々な暴力や有害情報から身を守る力」を身に付ける授業実践を掲載しています。中学生の段階になると、交際関係に発展するような親密な関係を築く子どももいます。今回デートDVを取り上げ、性暴力についての知識とよりよい人間関係を作るための自己表現の仕方について学習し親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大事にして、相手が嫌がることをしない態度を身に付けることを学習しました。

15ページでは、「子どもは権利の主体者」について掲載しています。校則を題材にし、権利の主体者である子ども自身が、自他の権利に照らし合わせて適正であるかどうか議論する学習を行いました。

16ページでは、参考として他の自治体における生命（いのち）の安全教育の取組について紹介しています。

本冊子は市内学校園と小中学校全教員に配付し、授業実践に活用するようお願いしております。また、今年度は高齢者をテーマに研究を進めていきたいと考えています。以上で、人権教育実践資料9の説明を終わります。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

子どもたちが自分たちの色々な課題等を、自分たちで考えていくという意味で、先ほどの施策の中での10ページにおいて、こどもミーティングのことが重点的に取り組む事業としてあげられています。各学校においても、児童会とか生徒会を中心にして、自分たちの生活の中でどんな課題があるかを考えていこうと。そういう各学校の組織がきちんとできているかどうかという

のも、学校によって差があると思いますし、どれだけ児童会・生徒会等、子どもたちの主体性に重きを置いてそういうことを考えているかという学校の方針などもあるとは思いますが、ぜひこういったことを各学校でも進めてもらいたいです。先ほど申しましたこともミーティングにおいても、倉敷市全体、みんなで考えていくようなところで取り組んでいただけたらありがたいというふうに思います。

他に何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、「令和5年度教育支援の概要について」のご説明を、根岸部長、お願いします。

〈根岸部長〉 令和5年度の「教育支援の概要」について御報告いたします。

配布資料1ページをご覧ください。倉敷市教育委員会では、毎年、「倉敷市教育支援委員会」を開催し、委員である医師等の専門家が審議を行い、特別な支援が必要であると思われる一人一人の子どもの学びの場について、どこで学ぶことが適切であるかの判断を行っています。

1の「就学予定者」というのは「新小学1年生」のことであり、2の「教育措置変更」というのは「新小学2年生から中学3年生」を対象とした「在学中の学びの場の変更」のことであります。

判断結果は、「A」「B」「C」の3段階で表しており、「A」は特別支援学校への就学が適切との判断、「B」は特別支援学級、「C」は通常学級が適切であるという判断結果を表しています。希望の表示でございます。

「C通」というのは、通常学級に在籍し、週に1回1時間程度、「通級指導教室」へ通って、言語の指導や情緒の安定を図るため指導を受けることが適切であるとの判断を表しています。

それでは、「1 就学予定者」の「(1) 判断結果」の表をご覧ください。

今年度、小学1年生の判断結果です。令和5年度には、591名の判断を出しました。前年度が493名ですので、98名の増加となっております。

次に、「(2) 教育措置状況」の表をご覧ください。

これは、(1)の判断結果を受けて、保護者の承諾のもと、実際に決定した措置先を示したものです。

おおよそ判断どおりの措置となっておりますが、例えば、Aの特別支援学校が適しているとの判断47名のうち、特別支援学校へ措置が決まった児童は41名であり、6名が特別支援学校に行かないこととなっています。6名の内訳は、5名は通常の小学校の特別支援学級、1名は通常学級へ行きますということで、保護者の意向により、判断どおりの結果になっていない場合があります。

次に、在学中の子どもたちの判断ですが、「2 教育措置変更」の「(1) 判断結果」の表をご覧ください。

「教育措置変更」は、小・中・特別支援学校に在籍する「小学2年生から中学3年生」までの判断結果となります。令和5年度には1,239名の判断を出しました。前年度が1,291名ですので、52名の減少となっております。

次に「(2) 教育措置状況」の表をご覧ください。

就学予定者と同様に、おおよそ判断どおりの措置となっておりますが、保護者の意向により、判断どおりにない場合がございます。

最後に、「3 障害種別の判断結果」の表をご覧ください。

令和5年度も例年同様、「情緒障害」の判断の児童生徒が最も多くなっています。これは色々な要因があるとは思いますが、措置の状況から見ますと、情緒障害の通級指導の判断が、近年増加傾向であることが要因の一つとして

考えられます。

全体を通して、倉敷市の現状といたしましては、就学前から療育等にかかり、引き続き手厚い支援を希望される保護者が依然として多い状況が見受けられました。また、小学校で特別支援学級に在籍している児童が、状態が改善してきているにも関わらず、引き続き中学校の特別支援学級を希望しているケースも見受けられました。

倉敷市教育委員会としましては、こうした教育支援の状況も踏まえ、支援のあり方を見直しながら、共生社会の実現に向けて、一人一人の児童生徒の実態に応じた適切な教育支援を今後も行っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

〈教育長〉ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈難波委員〉毎年たくさん子どもたちが小学校に入学してきますけれども、そこで適切な判断をして、子どもたちに良い教育を受けさせていければいいかなと思っております。今回、98人増えていますよね。これに関しては、何か昨年度に比べて判断の根拠を変えたとか、そういうことはありませんよね。

〈根岸部長〉判断の根拠を特段変えたということはございません。近年の傾向ではあるのですが、就学前の子どもの生活への適応と言いますか、幼稚園では特別支援学級とかそういったものはありませんが、やはり集団に適応できないであるとか、そういったお子さんがよく見られているという状況は感じております。以上です。

〈難波委員〉ありがとうございました。総合教育会議でも少し話しましたが、いわゆる発達障害・自閉症の子どもが増えてきているのは事実で、その子たちを小学校に行くまでに上手にどう療育していくかというのはやはり大きな問

題かなと考えております。

このこととは少し違いますけれども、大事な子どもたちを大切に育てて、成人して社会人になれるように通常の生活を送っていければよいのですが、その第一歩になる部分です。幼稚園の部分、それからこの小学校に入って、小学生の間に教育を受ける部分というのは、その部分の判断を間違えないことが必要です。保護者の希望というのも大きくありますので、それも聞きながら、この小学校での教育、幼稚園や保育園での対応の部分も、他の部署とも協力しながら、ぜひよろしくお願いします。

〈教育長〉ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。

〈沼本委員〉意味合いを確認したいのですが、就学予定者前の区分のところで、当然就学予定者なので継通は斜線になるのは分かります。なぜCの「所属学級で配慮して指導する」というところに数字が入っているのか教えてください。

〈根岸部長〉すみません、私の説明が足りないところもあったかと思います。この教育支援、以前は就学指導という言い方をしておりましたが、子どもの措置先を決めるということですが、新入学者、つまり新一年生に対するものは、毎年9月1日に公立で学齢簿、つまり次年度入学する子どもたちの学齢簿を作ることが法律で決められておりますので、その子どもたちに対して、保健体育課より就学前検診の通知をします。

各学校において、就学時検診を行って、身体検査はもちろんございますけれども、知能的な検査もございます。そこで多少、反応であるとか、答え方に、この子は通常学校でやっていけるかどうかだろうかというお子さんも含めて、各学校の校内での教育支援委員会の中で、特別支援学級に入るべきか通常学級に入るべきか迷って出されるケースもございます。そこで、発達障がい疑いがある子どもたちがたくさんおまして、結局「いや、これは通常

学級でスタートできますよ」と専門家の方に判断していただいたものが「C」というところに入ってくるため、これだけたくさんのお子さんが通常、障害のある子の判断なので、ここが通常は出てこないのではないかと思うところですが、数字が出てくるということになっております。

このような説明でよろしかったでしょうか。

〈沼本委員〉僕の中で、幼稚園や保育園の方が一年生に上がられるときに、その幼稚園・子ども園・保育園で通級の指導を受けていた人が、この「C」の通級指導が終了だよという数字なのかなと思っていたんです。今の説明で、よく分かりました。

〈根岸部長〉少し補足をさせていただきます。今、沼本委員さんのお話を聞いて、ひとつ私が落としていたことがありました。就学前のお子さんにも通級制度があって、幼児通級というのがあります。この幼児通級は、いわゆる学校の、法律に位置付けられた措置の判断ではない部分での、療育ではないですが、一種の療育、公的機関の療育と考えていただいていいのではないかと思います。そういう通級指導教室で療育を受けられる方もいらっしゃいますし、民間の施設に行って受けられる方もいらっしゃるのですが、そういった子どもについては、引き続きとか新しくではなくて、小学校での通級指導として新規の判断として出しておりますので、もちろん継通というのはないということになっております。

〈難波委員〉発達障がい疑いがある子どもたちを上手に療育して、そのまま通常学級に行けるようになればいいと考えています。子ども未来部や保健所がそういう検診を扱っていますから、その部分は教育委員会とはちょっと違う部分になるかなと感じています。その部署の方たちと、それから保育園とか子ども園の担当の部署と協力しながら、その子たちの対応を上手に進めていって

ただきたいというのが僕のいつも思っていることではあります。

〈教育長〉ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。

以上で、予定していました議題は全て終了しましたが、事務局から他に何かございますか。よろしいでしょうか。

〈根岸部長〉今日、その他の事項で資料を配布させていただいておりますので、それについて説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

配布している資料の確認ですけれども、「岡山県立・公立小中学校の働き方改革緊急宣言」というA4両面ものと、もうひとつはカラーの折り畳んだチラシの2部となっております。このことについてご報告をさせていただきたいと思います。

これまで、教育委員会会議の議会勉強会でも、教職員の働き方改革の質問と答弁の内容について御説明させていただきました。昨年の12月議会におきましては、生水耕二議員の「働き方改革についての取組」についての質問に対して、「取組の推進に向けた宣言や、保護者や地域の方への協力を求めるチラシの作成などについて検討している。」と教育長から答弁をさせてもらっていましたが、この度、岡山県教育委員会が主体となって作成しました。各市町村教育委員会の意見も取り入れながら、我々、倉敷市教育委員会も関わっておりますが、「岡山県公立小・中学校の働き方改革緊急宣言」と、これを周知するための「保護者・地域関係者向けチラシ」が完成しましたので、委員の皆様にご報告させていただきます。

これらの緊急宣言やチラシは、学校と教育委員会が学校の働き方改革の方向性を共有し、これまで当たり前だったことも含めて見直しを行いながら、更なる働き方改革の推進を図ることを目的としたものです。

今後、学校から保護者に配付したり、学校運営協議会等での説明や協議

に活用したりするなど、学校関係者の理解と協力を得るために活用していた
だくことを想定しています。

また、倉敷市教育委員会といたしましても、チラシ等を効果的に活用し、広
く関係者に対して、学校の働き方改革への理解と協力をお願いしていくとと
もに、緊急宣言に示されている「働き方改革で目指す学校の姿」の実現に向
けた一層の取組の推進に努めてまいります。

報告は以上でございます。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

これも進めていかなくてはいけないことですので、先ほど説明があったよう
に、まずは保護者、地域の方、色々な方々にしっかりと理解をしていただか
ないと。それなしに、いきなり急に変わったとすると、やはり不信感を抱く
ことに繋がってくると思うので、その辺りをよろしくお願いいたします。

〈沼本委員〉ここにもばしっとありますけれど、学校運営協議会等で積極的な議論をと。

まさに私も、玉島の方のメンバーに入っているので、そういうふうな積極的
な議論に私自身も参加したいなと思っております。ばしっと書いているのが
驚きでした。

〈教育長〉ありがとうございました。では、協議会の方でよろしくお願いいたします。

他にはよろしいでしょうか。

〈大原委員〉教員の働き方改革というのは、学校だけの問題ではないと思っております。

もちろん、学校運営協議会等での積極的な議論は必要なのですが、オール岡
山で話し合う場などはないのかなと素直に思います。もっと政財界など、い
ろんなところを巻き込んで話をしないと。教育委員会の人たちばかり、も
う十分頑張っているのにつていう気がすごくするのです。

〈教育長〉そういう機会というのは、今は設定されていないですね。一部はあるかも

しれませんけれども。教育長会議の中ではそういう話はあるのですけれども、そこからもっと広げた部分、まあ、個人的な話は色々していくと思うのですが、そういう大きい会自体はないですかね。

〈根岸部長〉会自体はないのですけれども、昨年度か一昨年度か、記憶が曖昧ですが、岡山県教育委員会が、各経済団体が入っていたかは分からないのですけれども、色んな団体に関して働き方改革についてご理解を求める文書を通知したことがあります。これは多分、県も初めてやったと思うのです。ですので、例えば、よく学校に作品募集等をお願いしてくるのですけれども、そういったものについてもよく考えてくださいね、であるとかがその内容です。

おそらく今度は、大々的にこのようなものを岡山県も我々も賛同して示したので、色々なところに発出はしていくことになるかなと思っております。

〈教育長〉教育長会等でも、県の方へ、そういった教育以外の方々への呼びかけというか、協力をいただくための機会を、提案というか、お話しさせていただこうと思います。ありがとうございます。

他にはよろしいでしょうか。

委員の皆様から他に何かございませんでしょうか。

それでは、これを持ちまして本日の教育委員会は閉会とします。ありがとうございました。